

島根県軽費老人ホーム利用料支援等補助金交付要綱

(通則)

第1条 県の交付する軽費老人ホーム利用料支援等補助金（以下「補助金」という。）については補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

なお、社会福祉法人については、社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和38年島根県条例第33号）の規定についても遵守することとする。

(交付の目的及び範囲)

第2条 県は、補助金を予算の範囲で交付するものとする。

2 補助金交付の目的、交付の対象となる事業の目的、交付の額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとする。

(1) 補助金の交付目的	軽費老人ホーム等の入所者の負担を軽減し便宜を図ることによって、老人福祉事業及び社会福祉事業の振興に資する。
(2) 補助事業者の範囲	社会福祉法人・医療法人
(3) 対象施設	軽費老人ホーム
(4) 補助金交付の対象となる事業の内容	(1) 利用料支援補助金（サービスの提供に要する費用の支援） 島根県軽費老人ホームの利用料等取扱基準（平成26年10月30日付け高第749号。以下「県基準」という。）に規定する「サービスの提供に要する費用」（以下「利用料」という。）から入所者の所得の状況その他を勘案して徴収すべき利用料の一部を減免した経費で、職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費及び備品購入費等並びに人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金、本部会計繰入金に充当する経費。 (2) 機能維持・向上加算 ① 計画作成加算 入所者の状態に応じた支援の実施及び心身機能の低下の防止を図るために、利用者とともに機能維持・向上支援を目的とした計画の作成を行う事業 ② 計画運営加算 入所者が要支援状態に、又は要支援である入所者が要介護状態にならないように、計画に基づいて実施する事業。

- (5) 補助金と事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものが規則第4条の規定により提出する交付申請書は、次の表に掲げるところによるものとする。

提出すべき交付申請書の名称	様式	提出部数	提出期限
島根県軽費老人ホーム利用料支援等補助金交付申請書	様式第1号	1部	○各年度4月末 ○年度途中で補助事業を実施する場合は、事業開始後の30日以内

(交付の決定等)

第5条 補助事業者から、前条より交付申請書が提出された場合は、規則第5条に基づき交付額を決定する。

(変更申請手続)

第6条 補助事業者が、規則第9条の規定により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次の表に掲げるところによるものとする。

提出すべき交付申請書の名称	様式	提出部数	提出期限
島根県軽費老人ホーム利用料支援等補助金変更交付申請書	様式第2号	1部	○知事が定める期日 ○補助事業の変更後の30日以内

(実績報告)

第7条 補助事業者が、規則第10条の規定により提出する実績報告書は、次の表に掲げるところによるものとする。

提出すべき実績報告書の名称	様式	提出部数	提出期限
島根県軽費老人ホーム利用料支援等補助金事業実績報告書	様式第3号	1部	○事業終了後、速やかに報告 ○年度途中で補助事業が完了した場合は、事業終了から30日以内

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、概算払とし、請求書の様式は様式第4号のとおりとし、その提出期限は別に定める。

(補助金等の額の確定)

第9条 補助事業者から第7条により実績報告書が提出された場合は、規則第11条の規定により補助金等の額を確定する。

2 前項により確定した確定額と、既に交付した補助金に過不足があった場合、知事は超過額について返還を命じ、又は不足額について精算交付することができる。

附 則

1. この要綱は平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。
2. この要綱の制定前に交付した補助金については、なお従前の例による。
3. 昭和53年4月1日付け「島根県法人立軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)事務費補助金交付要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成19年10月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成26年10月30日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。